

意見書

平成22年1月27日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0012
(ふりがな) とうきょうとみなとくしぼだいまん
住 所 東京都港区芝大門1-1-30
(ふりがな)
氏 名 ジェイコムグループ代表
かぶしきがいしゃ
株式会社ジュピターテレコム
だいいょうとりしまりやくしゃちょう もりいずみ ともゆき
代表取締役社長 森泉 知行

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

電話番号
電子メールアドレス:

(別紙)

	検証結果案	意見
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	ア NTT東西に所要の措置を要請する事項	<p>平成22年1月15日付の総務省の報道資料である「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る聴聞の開催」の別紙にて、NTT西日本が対応を講じるとした「顧客情報管理システムの改善措置」や総務省から求めた「管理体制の強化」といった記載がなされておりますが、自浄能力による改善だけではなく、改善内容を第三者的に評価するためにも、総務省がチェック、監視機能を具備することが必要と考えます。</p> <p>本機能は接続情報の漏洩にとどまらず、「イ 引き続き注視する事項」にて、議題に挙げられている各項目に対しても有効であり、公正競争を阻害する疑いがある行為の防止に大きく資するものと考えます。グループドミナンスや、活用業務の形骸化等、各種問題が事業者より提起されている現状からも、問題に対する適切な対応が行えるよう、総務省の機能具備検討を強く要望します。</p>

	<p>イ 引き続き注視する事項</p>	<p>(コ)NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見53)について</p> <p>平成21年2月25日付で総務省から、NTT東西に対して「利用者にフレッツ・テレビ(放送サービス)の主体が他社であることが明確に理解できるように周知・徹底を行うこと」と指導がなされております。</p> <p>本対応はNTT東西が放送サービスを行っていないことを利用者に対して明確にすべきという総務省の意見が明確に打出されており、一定の評価はできると考えます。</p> <p>しかしながら、NTT東西におけるフレッツ・テレビの提供主体に関する記載はあくまでNTT東西のサービス広告上の注釈的な記載であり、実際にはNTTブランドを全面的に使用する広告の影響で、依然として、利用者の「放送サービスはNTT東西が提供している」という誤認は解消されておられません。</p> <p>従って、利用者の誤認を解消するためにも、他社が提供主体である放送に関わるサービスの営業について、NTT東西がNTTブランドを全面的に使用して広告・CM等営業活動を行うことを、業務範囲規制を厳格に運用する観点からも制限すべきと考えます。</p> <p>これは、当社にて過去に意見を提出した目的達成業務の認可制度に関する透明性の確保・ガイドラインの制定により対応が可能であると考えますので、上記内容の早期対応について強く要望します。</p> <p>なお、本件はブランドカの他分野への利用やそれによるグループの市場支配力拡大といった、レバレッジ・グループドミナンス等の問題も含んでいるという認識ですので、継続的な検証及び指導を強く要望します。</p>
--	---------------------	---